

# 後見支援預金

平成31年1月4日現在

1. 商品名 (愛称)	・普通預金、決済用普通預金 (後見支援預金)
2. 対象となる方	・家庭裁判所から後見制度支援預金の口座開設についての「指示書」を交付された方。
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・当金庫の口座開設店窓口のみの預入となります。 ・預入れには家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・当金庫の口座開設店窓口のみの払戻となります。 ・払戻しには家庭裁判所の「指示書」の提出が必要です。 ① 出金…入院費等の一時的な支出が発生した場合において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ② 定期送金…指定された間隔(例えば3ヶ月毎)で指定金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替する必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日(元金)に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。 ・決済用普通預金については利息がつきません。
7. 税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	・管理手数料は無料です。 ・定期交付に係る振込手数料は無料です。
9. 付加できる 特約事項	_____
10. 中途解約時の 取扱	_____
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>1 2. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120 - 31 - 3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 5524 - 5671）にお申し出いただくことも可能です。</li> <li>・上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、②第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、③第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。</p>
<p>1 3. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金（後見支援預金）は預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</li> <li>・決済用普通預金（後見支援預金）は預金保険制度により全額保護されます。</li> <li>・既に成年後見制度利用口座取引がある場合は、同一店舗による取引となります。</li> <li>・キャッシュカードは発行できません。</li> <li>・通帳によるATMでの利用はできません。</li> <li>・「公共料金等の自動支払」、「給与、年金、その他振込等の自動受取」および「インターネットバンキング契約」はできません。</li> <li>・現金でのお支払いはできません。</li> </ul>